

令和 5 (2023) 年 8 月 7 日

栃木県環境審議会 会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会気候変動部会

部 会 長 横尾 昇剛

委 員 江連 比出市

委 員 小菅 美智子

委 員 山田 洋一

専門委員 花崎 直太

専門委員 中祖 光隆

専門委員 根本 泰行

栃木県環境審議会気候変動部会に付議された審議事項について (中間報告)

令和 5 (2023) 年 3 月 20 日付で環境審議会から当部会に付議された審議事項について、慎重に調査審議を進めているところですが、これまでの審議結果を下記のとおり取りまとめましたので報告します。

現在、広く県民の意見を収集しているところであり、今後、その意見等を参考に、環境審議会への最終報告の取りまとめを行います。

記

1 付議事項

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準の策定について

2 調査審議経過等

別添のとおり

3 調査審議結果

別添のとおり

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
促進区域の設定に関する県基準の策定について
(中間報告書)

令和5(2023)年8月7日

栃木県環境審議会 気候変動部会

目 次

1	はじめに	1
2	調査審議	1
	(1) 経過	1
	(2) 基本的な考え方	2
	(3) 県基準（案）の概要	2
3	今後の予定	5

1 はじめに

近年、再生可能エネルギーの導入において、景観悪化や騒音等の環境トラブル等が発生している状況を踏まえ、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）を改正し、「地域に役立つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業。以下「促進事業」という。）」を推進する制度を創設した。

この制度において市町は、促進事業に関する事項として、促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）、促進区域において整備する施設（地域脱炭素化促進施設）の種類及び規模・設置形態等、施設の整備と併せて実施すべき取組（地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組）などを定めるよう努めることとされ、促進区域の設定にあたっては、環境保全に係る国・県の基準に基づくこととされている。

改正温対法の施行と同時に、国は基準を策定し、促進区域に「含めてはいけない区域」や「慎重な検討を要する区域」という区域分けと、環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項を定めた。

全国一律の国の基準に対して、県は、地域特性に応じた基準を策定できるとされており、本制度が適切に運用されるよう、地域特有の自然的社会的条件を考慮し、県の基準を検討する。

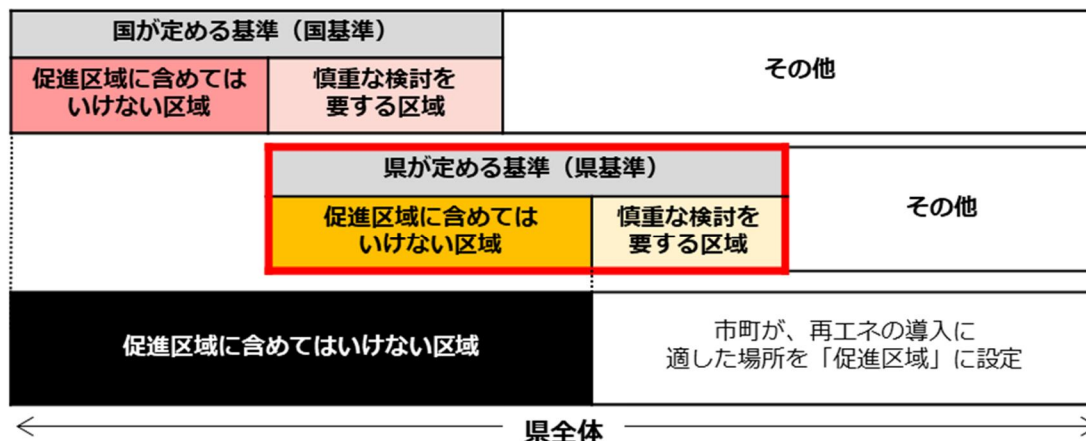


図 国・県が定める基準と市町による促進区域の設定のイメージ図

2 調査審議

(1) 経過

令和5（2023）年3月20日 栃木県環境審議会（諮問）

- ・ 県から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準について諮問
- ・ 諮問内容について気候変動部会に付議

4月19日 栃木県環境審議会第1回気候変動部会（審議）

- ・ 県基準の基本的な考え方について議論

6月22日 栃木県環境審議会第2回気候変動部会（審議）

- ・ 県基準案について議論

7月21日 パブリック・コメント 意見募集開始

8月7日 栃木県環境審議会（中間報告）

(2) 基本的な考え方

県基準を策定するに当たって、基本的な考え方は次のとおりとした。

ア 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

ポテンシャルが高く、市町において導入を促進する意向がある施設の種別を対象とする。

イ 区域分け

太陽光については、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に定める「立地を規制するエリア」と「慎重な検討を要するエリア」の考え方に基づいて定める。

ウ 環境配慮事項

県独自の規制や県の特色を踏まえ、再エネ促進と環境保全が両立されるよう設定する。

エ 適用除外

施設の設置形態、設置場所などに応じて、県の区域分けや環境配慮事項の一部または全部を適用しない。

(3) 県基準(案)の概要

第2回気候変動部会までの議論を踏まえて作成した県基準(案)の概要は次のとおりとなり、当該案について、現在、別添資料によりパブリック・コメントが実施されている。

ア 県基準の対象

市町からの要望や県内におけるポテンシャル等を踏まえ、対象とする施設の種別は、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスとし、全ての規模の施設を対象とすることが適当である。

ただし、既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には県基準を適用しないことが適当である。記載に当たっては、県基準は適用されないが、国の基準は適用されるものと、伝わりやすく表現することが望ましい。

3 対象

(1) 地域脱炭素化促進施設の種別

- ・ 太陽光を電気に変換するもの（以下「太陽光発電施設」という。）
- ・ 風力を電気に変換するもの（以下「風力発電施設」という。）
- ・ 水力を電気に変換するもの（以下「水力発電施設」という。）
- ・ 地熱を電気に変換するもの（以下「地熱発電施設」という。）
- ・ バイオマスを電気に変換するもの（以下「バイオマス発電施設」という。）

(2) 規模・設置形態等

全ての規模の施設を対象とします。

ただし、既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には県基準の区域分けや環境配慮事項を適用しません。国の基準のみが適用されます。

イ 区域分け

太陽光・バイオマス発電施設は、資源が県内全域にあり、国基準の対象とならない範囲が広いいため、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」を準用し、県独自の促進区域に含めてはいけない区域・慎重な検討を要する区域を定めることが適当である。

風力・水力・地熱発電施設は、資源が一部の地域に偏り、多くは国基準の対象となるため、国の区域分けどおりとすることが適当である。

1 促進区域に含めることが適切でない区域
 省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、太陽光発電施設及びバイオマス発電施設については表2-1のとおりとします。
 風力発電施設、水力発電施設及び地熱発電施設については、県の区域分けは定めず、表2-2に示す国の区域分けが適用されるものとします。

- ・表2-1に示す区域：県立自然公園条例に基づく第1種特別地域 ほか19法令・条例
- ・表2-2に示す区域：自然公園法に基づく特別保護地区 ほか3法令

2 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域
 市町は、次の表2-3に掲げる区域を、太陽光発電施設またはバイオマス発電施設に関する促進区域に設定しようとする場合は、当該促進区域内での促進事業の実施が、同表第2欄の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがないよう検討して設定する必要があります。
 風力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設については、県の区域分けは定めず、表2-4に示す国の区域分けが適用されるものとします。
 検討に当たっては、第3章に示す環境配慮事項を考慮してください。

- ・表2-3に示す区域：河川法に基づく河川保全区域 ほか3法令
- ・表2-4に示す区域：自然公園法に基づく第2種特別地域 ほか4法令

ウ 環境配慮事項

市町が促進区域の設定にあたり環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項を、施設の種類ごとの環境へのリスクを踏まえて定めることが適当である。

また、「収集すべき情報」やその「収集方法」を記載し、適切に情報収集した上で環境に配慮できるように記載することが望ましい。

表3-1 太陽光発電施設を対象とする環境配慮事項 ※抜粋※

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
土地の安定性への影響		
・地域森林計画対象民有林の分布状況[森林法]	・とちもりマップ	・地域森林計画民有林を含む場合は、県森林整備課と調整すること ・地域森林計画対象民有林における許可を要する開発行為に当たっては森林の公益的機能を阻害するおそれがないこと

表3-2 風力発電施設を対象とする環境配慮事項 ※抜粋※

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
風車の影による影響		
・保全対象施設（学校・病院等）の分布状況	・EADAS ・市町環境保全担当部署が有する情報	・シャドーフリッカの影の明暗が住民に不快感を与えない位置に設置される計画となっていること

表3-3 水力発電施設を対象とする環境配慮事項 ※抜粋※

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
水の濁りによる影響		
・取水施設の位置	・EADAS	・発電施設の排水先に漁場がある場合は、漁業に影響しないよう対策を講じること

表3-4 地熱発電施設を対象とする環境配慮事項 ※抜粋※

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
温泉への影響		
・温泉の分布状況 ・温泉の生成機構及び開発対象とされる地熱貯留層の関係	・とちぎの温泉 ・管轄する保健所報	・探査に係る掘削や発電施設の設置による温泉湧出量の減少、泉温の低下、泥水による温泉の濁り等が発生しないこと

表3-5 バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項 ※抜粋※

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
悪臭による影響		
・保全対象施設（学校・病院等）の分布状況	・EADAS ・市町環境保全担当部署が有する情報	・発電施設やバイオマス燃料の保管場所からの臭気が近隣住民の生活に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること

エ 適用除外

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき市町が策定若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、農地法に係る区域分け及び環境配慮事項を適用しないことが適当である。

また、「適用除外」とは、「県基準の区域分けを適用しない」または「県基準の環境配慮事項の考慮を要しない」ことであると、伝わりやすく表現とすることが望ましい。

第2章 区域分け

3 適用除外

農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、農地法に基づく区域分けの基準（甲種農地を除く。）を適用しません。

第3章 環境配慮事項

2 適用除外

農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、第2、3種農地に関する環境配慮事項の考慮は要しません。

オ 見直し

今回策定する県基準の内容については、今後新しい知見が得られたり、技術が開発されたりした場合には、それらを踏まえて見直しすることが望ましい。

第1章 基本的事項

4 見直し

法施行規則（平成11年総理府令第31号。以下「省令」という。）第5条の6第5項の規定により、「栃木県気候変動対策推進計画」に併せて、県基準についても所要の改定を行います。

カ その他

促進事業の制度について理解を促すため、当該制度ができた背景や目的を記載することが望ましい。

第1章 基本的事項

1 趣旨

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。地域資源である再生可能エネルギーは、その活用の仕方によって、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域を豊かにしうるものとなる一方で、その導入に当たっては、景観への影響、野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用のあり方、その他の公益への配慮等が必要となっています。

このような背景の下、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）を改正（令和4年4月1日施行）し、「地域に役立つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業。以下「促進事業」という。）を推進する制度を創設しました。

この制度において市町は、促進事業に関する事項として、促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）、促進区域において整備する施設（地域脱炭素化促進施設）の種類及び規模・設置形態等、施設の整備と併せて実施すべき取組（地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組）などを定めるよう努めることとされ、促進区域の設定にあたっては、環境保全に係る国・県の基準に基づくこととされています。

本県としては、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を図るため、市町が適切に促進区域を設定できるよう、地域の自然的社会的条件に適した基準（以下「県基準」という。）を定めました。

環境配慮事項の表は施設の種類ごとに分かれているため、見出しを設けて利便性を図ることが望ましい。

第3章 環境配慮事項

1 地域脱炭素化促進施設の種類の環境配慮事項

省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項」は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに、表3-1から表3-5に示します。

表3-1	太陽光発電施設を対象とする環境配慮事項	8~12 ページ
表3-2	風力発電施設を対象とする環境配慮事項	13~17 ページ
表3-3	水力発電施設を対象とする環境配慮事項	18~24 ページ
表3-4	地熱発電施設を対象とする環境配慮事項	22~25 ページ
表3-5	バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項	26~29 ページ

3 今後の予定

次のとおり、パブリック・コメントの結果を踏まえて審議を行い、報告書を作成し、環境審議会に報告する。

令和5（2023）年8月21日 パブリック・コメント 意見募集終了

9月上旬 栃木県環境審議会第3回気候変動部会（審議）

・環境審議会への報告書について、議論を行う。

10月 栃木県環境審議会（報告）